第1回定例会 議案第15号

安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例(平成16年条例第137号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条及び第2条 (略)	第1条及び第2条 (略)
(事業) 第3条 交流館は、次の事業を行う。 (1)から(3)まで (略)	(事業) 第3条 交流館は、次の事業を行う。 (1)から(3)まで (略)

(4)	<u>前3号</u> に掲げる	もののほか、	安芸高田市及	び地域の活情	生化促進に関
する	ろ事業				

第4条から第6条まで (略)

(利用の許可)

- ばならない。
- 2 (略)

第8条及び第9条 (略)

(利用料金)

- 法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率 を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく 地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(当該額 に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の節 **囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める当該** 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければな らない。
- 2 指定管理者が前項により定める利用料金の額は、能率的な管理運営の下 における適正な原価を基礎とし、施設の健全な管理運営の確保、利用者 の受益の程度、類似施設との均衡等を総合的に考慮して定めなければな らない。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、前条の利用料金を減|第11条 市長は、公益上その他特別な理由があるときは、使用料 額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

(使用料 の減免)

額し、又は免除することができる。

(使用料 の不環付)

|第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者 の責めに帰|第12条 既納の使用料 は、返還しない。ただし、利用する者の責めに帰

第4条から第6条まで (略)

(利用の許可)

する事業

|第 7 条 交流館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなけれ|第 7 条 交流館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなけれ ばならない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、安芸高田市及び地域の活性化促進に関

2 (略)

第8条及び第9条 (略)

(使用料)

|第10条 利用者は、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年|第10条 交流館を利用するものは、利用許可に際し、別表に定める使用料 を前納しなければならない。

定管理者が必要と認めるときは、その全部又はその一部を返還すること ができる。

第13条 (略)

(指定管理者が行う業務)

- 第 14 条 指定管理者は、当該指定を受けた交流館(以下「指定管理施設」 という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 利用料金の徴収に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務の うち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務
- 第 15 条及び第 16 条 (略)

別表(第10条関係)

利用区分	単位	利用料金
展示場	1月当たり	3,000円
いろり部屋	1時間当たり	300円
プラザ		

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、上記の利用料金の倍額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 3 市民以外の者が利用する時は、上記の利用料金の倍額とする。

することのできない理由により利用することができないとき、その他指しすることのできない理由により利用することができないとき、その他市 長 が必要と認めるときは、その全部又はその一部を返還すること ができる。

第 13 条 (略)

(指定管理者が行う業務)

- 第 14 条 指定管理者は、当該指定を受けた交流館(以下「指定管理施設」 という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1)及び(2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務の うち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務
- 第 15 条及び第 16 条 (略)

別表(第10条関係)

利用区分	単位	使用料
展示場	4時間までごと	580円
いろり部屋		
物産加工場		
プラザ		

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、上記の使用料 の倍額とする。
- 2 市民以外の者が利用する時は、上記の使用料 の倍額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。